令和８年度　福島スクール・サポート・スタッフ事業

スクール・サポート・スタッフ募集要項

～　教員が児童・生徒と向き合う時間を確保できるように、力を貸していただけませんか　～

１　募集内容等

募集職種	会計年度任用職員（スクール・サポート・スタッフ）
業務内容	福島県内の市町村立小・中・義務教育学校及び市立特別支援学校教員の事務補助 ＜具体的な業務例＞ データ入力、学習プリントの印刷、配付文書の印刷・仕分け、学年・学級事務（教材・教具準備等）、消毒業務、調査集計、回答書案作成等の教員の補助等。
勤務地	福島県内の市町村立小・中・義務教育学校及び市立特別支援学校等 ① 県北地区　② 県中地区　③ 県南地区　④ 会津地区　⑤ 南会津地区 ⑥ 相双地区　⑦ いわき地区
任用期間	任用開始日から令和９年３月３１日までの間 ※　勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで最長３年） ※　再度任用された場合、同一校に勤務するとは限りません。

２　勤務条件

勤務時間数	**【区分Ａ】年間７０８時間かつ１７７日以内** **【区分Ｂ】年間５６０時間かつ１４０日以内** **※配置先の標準学級数が１学年あたり２学級以上の学校がＡ区分、それ以外がＢ区分**
給与	時給　１，０９４円　＋通勤手当支給（条件を満たす場合） ※期末・勤勉手当は支給対象外となります。
休日	土日祝日等及び所属長が定めた日
その他	年次有給休暇（任用期間に応じて付与。）及び各種特別休暇（夏季休暇等）あり

※　上記勤務条件は現時点におけるものであり、採用時までに制度改正又は給与改定等があった場合は、それによります。

３　応募資格等

応募資格	①　１８歳以上で高等学校卒業程度の資格を有する者（応募時点） ②　地方公務員法第１６条（欠格条項）に該当しない者 ③　こども性暴力防止法第２条第７項に規定する特定性犯罪の前科がない者（詳細は別紙参照） ④　パソコンの基本操作ができる方（ワード、エクセル）
応募方法	希望する地区の教育事務所に以下の提出書類を郵送、または持参してください。 ① 志願書 ② ハローワーク紹介状 ③ 誓約書 ※　志願書及び誓約書は、義務教育課のホームページからダウンロードしてください。
応募期間	**随時**　※現在募集している場合は、ハローワークに求人内容を掲載しています。

３　応募先

県北教育事務所	〒960-8670 福島市杉妻町２番１６号　県庁北庁舎１階
	学校教育課　宛　（電話　024-521-2814）
県中教育事務所	〒963-8540 郡山市南一丁目 94 番地
	学校教育課　宛　（電話　024-935-1489）
県南教育事務所	〒961-0971 白河市昭和町２６９番地
	学校教育課　宛　（電話　0248-23-1665）
会津教育事務所	〒965-8501 会津若松市追手町７番５号
	学校教育課　宛　（電話　0242-29-5491）
南会津教育事務所	〒965-8501 南会津町田島字根小屋甲４２７７番１号
	学校教育課　宛　（電話　0241-62-5365）
相双教育事務所	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目３０番地
	学校教育課　宛　（電話　0244-26-1316）
いわき教育事務所	〒970-8026 いわき市平字梅本１５番地
	学校教育課　宛　（電話　0246-24-6216）

※郵送する際は、封筒の左端に「スクール・サポート・スタッフ志願書在中」と朱書きしてください。

４　選考方法

書類及び面接選考

５　留意事項

（１）　本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

（２）　特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

（３）　上記の理由から、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（欠格条項）

第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して

二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。